

## 大 阪 府 建 設 事 業 評 価 委 員 会 設 置 要 綱

### ( 設 置 )

第1条 建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、大阪府建設事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### ( 所 掌 事 務 )

第2条 委員会は、評価対象事業のうちから審議対象事業を抽出し、審議を行い、知事に対し意見の具申を行う。

ただし、府が設立する地方独立行政法人が実施する事業については、地方独立行政法人の理事長に対し意見の具申を行う。

### ( 組 織 )

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、府政に関する優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年以内とする。

### ( 委 員 長 )

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### ( 会 議 )

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### ( 部 会 )

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

( 専 門 委 員 )

第 7 条 委員会に、特定の分野に関する審議に資するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、特定の分野に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

( 庶 務 )

第 8 条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において行う。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施 行 期 日 )

この要綱は、平成 21 年 11 月 17 日から施行する。